

## 「先読み加配」の拡大で未配置解消を要求!

第1回確定交渉  
(その2)

# 不妊治療休暇新設など休暇休業制度の改善提案

第1回交渉では、冒頭に職場から寄せられた署名を唐津教育次長に提出。三上委員長は、コロナ感染症対策やICT対応で忙殺され多くの教職員が疲弊していること、それに未配置が追い打ちをかけている学校の現状を伝え、現場で頑張っている教職員を励ます回答を求めました。しかし、唐津教育次長からは、妊娠出産育児に関する休暇休業制度の改善案が示されましたが、一方で、一時金の削減、期間率の改悪(11/9付の兵庫教組速報No.840 すでにお知らせしました)など、私たちの願いに背を向ける提案がありました。これを受けて、交渉団からは、勤勉手当の「期間率」改悪の撤回や、代替教員の未配置問題の解消、自動集計できる勤務時間把握、会計年度任用職員や再任用職員の「同一労働同一賃金」の実現を要求しました。



署名を提出する三上委員長(右)

### ◇教育次長の回答・説明

○月例給 改定は行わない。

○期末手当

[正規職員・会計年度任用職員]

0.15月分の引き下げ(2021年12月期から)

[再任用職員]

0.10月分の引き下げ

○勤勉手当の期間率の改正

国と異なる取扱をしているのは3団体だけであり、現行の取扱は困難。国に準じた取扱とする。

(適用開始時期; 21年12月期)

この件につきましては、関係部局とも協議する必要もあるのでしばらく時間を。

○不妊治療のための休暇

特別休暇(原則年間5日 最大10日)

休暇の単位; 1日または1時間

対象職員; 今後決定する

実施時期; 2022年1月1日

病気休暇としての取得も引き続き認める

○会計年度任用職員の休暇制度

1. 配偶者出産休暇
2. 男性の育児参加のための休暇
3. 産前産後休暇
  - ・給与の取扱い; 有給
  - ・実施時期; 2022年1月1日

○「僻地手当」の見直し

2021年が見直しの年(6年ごと)。年明けには「対象となる学校」を知らせる。経過措置も設ける。

### ◇組合からの発言

○これまでに病気休暇を1日でも取得していればこの12月の勤勉手当が削減されることになる。あまりにも乱暴。撤回を要求する。

○これまで病気休暇で30日間不妊治療ができていた。それに加えて特別休暇が新設されるのはうれしい。しかし、勤勉手当の期間率が下げられると病気休暇を使うことができなくなる。魅力ある制度設計をしてもらいたい。

○産休の代替がなくSSが補充に入り、子どもたちに悪い影響を与えている。配置されるまでに27人待ち。「先読み加配」の制度を導入してほしい。

○出張の際に自転車の駐輪料金が支払われないのはおかしい。自動車並みに支給してほしい。

○厚労省は「同一労働同一賃金の原則」から差別的な待遇は禁止している。臨時的任用職員に2級を適用し、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を。

○勤務時間把握は、記録簿によるPCでの管理ではなく、自動的に集計できるICカード等を使って客観的に把握すべきだ。

○会計年度任用職員の病気休暇を有給に戻してもらいたい。